

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年5月臨時会

議案の件名	議案第28号 専決処分事項報告について (交野市税条例等の一部を改正する条例)	政策等の区分	計画・事業・条例 その他()			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
令和2年4月1日付で改正地方税法等の一部が施行され、同法等の条・項の移動及び制度運用内容の変更並びに改元による条文の補正が行われたことに伴い、関連条文を参照する市税条例の条文を改正するものである。			地方税法及び関連省令等の改正に伴う条例改正を行う。			
〈政策等を必要とする背景〉	〈財源措置の状況〉 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈提案に至るまでの経緯〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
地方税法等の一部改正が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から一部施行されたことから、税の各制度運用にあたり上位法の改正部分を参照する条例条文の改正について専決処分を行った。			本件改正内容が条文の整備や制度運用内容の改正であることから、税収への影響は少ないと思われる。			
令和2年3月31日 地方税法等関連法案が公布 平成2年4月1日 地方税法等関連法の一部施行	〈総合計画等の整合〉					
	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	・公害のない心地よく住める環境を守っている ・地球温暖化に気を配り環境にやさしい配慮をしている ・道路や公園など生活環境がきれいに保たれている				
○その他の計画(該当する場合のみ)	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
〈市民参加の状況〉	〈政策等の実施時期〉					
有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)	令和2年4月1日					
	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
	市民部	税務室	有・無 (条例概要、新旧対照表)			

議案第28号 参考資料
市民部税務室

専決処分事項報告について（交野市税条例等の一部を改正する条例）

1. 条例改正の目的

令和2年4月1日付で改正地方税法等の一部が施行され、同法等の条・項の移動及び制度運用内容の変更並びに改元による条文の補正が行われたことに伴い、関連条文を参照する市税条例の条文を改正するものである。

2. 条例改正の内容

(1) 固定資産税・都市計画税関連部分

固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、所有者が特定できず正確な課税ができないケースに対応するため、市が、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるよう、関連条文を改正する。尚、固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

(2) その他

地方税法改正に伴う条・項ズレに伴う参考条文の訂正、及び未施行条例の改元に伴う改正等、所要の改正を行う。

3. 施行日

令和2年4月1日

交野市税条例等の一部を改正する条例案 新旧対照表

第1条による改正市税条例（平成15年条例第38号）

新	旧
(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>)	(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>)
第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) (略)	(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>
2～5 (略)	(4) (略)
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u>)	2～5 (略)
第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有す	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u>)
	第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有す

新	旧
<p>る者_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>る者若しくは単身児童扶養者である者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) (略)</p> <p>2~5 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。) が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3~17 (略) (固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2~5 (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。) が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3~17 (略) (固定資産税の納税義務者等)</p>

新	旧
第61条 (略)	第61条 (略)
2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は <u>登録がされている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。	2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は <u>登録がされている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
3 (略)	3 (略)
4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には_____、その使用者を所有者とみなして、_____固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。	4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、市は、当該登	

新	旧
<p><u>録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には_____、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることと</p>	<p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることと</p>

新	旧
<p>なった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下本項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同</p>	<p>なった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下本項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同</p>

新	旧
<p>条第1項の規定により <u>使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</u></p>	<p>条第1項の規定によって<u>使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす</u>。</p>
<p>8 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p>	<p>7 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p>
<p>第69条 (略)</p>	<p>第69条 (略)</p>
<p>2~8 (略)</p>	<p>2~8 (略)</p>
<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第85条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第85条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>
<p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p>	<p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p>

新	旧
<p>第69条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(現所有者の申告)</p> <p>第86条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</p> <p>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</p> <p>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第87条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第85条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく</p>	<p>第69条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
	(固定資産に係る不申告に関する過料)
	第87条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第85条又は 法第383条の規定によって 申告すべき事項について正当な事由がなく

新	旧
て申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	て申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2・3 (略) (たばこ税の課税免除)	2・3 (略) (たばこ税の課税免除)
第107条 (略)	第107条 (略)
2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第109条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	の規定は、卸販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。	2 前項
4 (略) (たばこ税の申告納付の手続)	3 (略) (たばこ税の申告納付の手続)
第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下の節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下の節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第	第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下の節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下の節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第

新	旧
<p>1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第107条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第107条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p>
<p>第114条 (略)</p>	<p>第114条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 <u>第61条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第114条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 <u>第61条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第114条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

新	旧
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第9条の2の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第9条の2の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第10条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知</p>	<p>2 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第10条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知</p>

新	旧
<p>書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第12条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は附則第15条</u>から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第5号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規</p>	<p>書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第12条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで<u>又は法附則第15条</u>から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規</p>

新	旧
定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
5 法附則第15条第30項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第30項第1号ミに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は	15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
	16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は

新	旧
3分の2とする。	3分の2とする。
<u>15</u> (略)	<u>17</u> (略)
<u>16</u> 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	<u>18</u> 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第15条 (略) (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)	第15条 (略) (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)
第16条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第16条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

新	旧
<p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第17条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に</p>	<p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第17条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に</p>

新	旧
<p>係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>

新	旧
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）</p> <p>第19条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号） 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第20条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）</p> <p>第19条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号） 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第20条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>

新	旧
<p>る農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第22条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から</p>	<p>る農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第22条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から</p>

新	旧
<p><u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第2.9条 附則第17条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第15条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号及び第128条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第17条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動</p>	<p><u>平成32年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第2.9条 附則第17条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第15条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号及び第128条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第17条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動</p>

新	旧
<p>産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略) (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>第31条 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>第31条の2 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第32条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を</p>	<p>産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略) (法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>第31条 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>第31条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第32条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を</p>

新	旧
<p>乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>第33条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第34条 第32条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>	<p>乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>第33条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第34条 第32条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>

新	旧
<p>る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第32条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第35条の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第32条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は<u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第35条の3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第32条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は<u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都</p>	<p>る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第32条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第35条の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第32条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第35条の3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第32条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都</p>

新	旧
<p>市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第37条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>（略）</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第39条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度</p>	<p>市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第37条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>（略）</p> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第39条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度</p>

新	旧
<p>分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>第41条 第39条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第39条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p> <p>第44条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39</p>	<p>分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>第41条 第39条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第39条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定）</p> <p>第44条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36</p>

新	旧
<p>項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲</p>	<p>項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第48条 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲</p>

新	旧
<p>渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略) (個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第60条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略) (個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第60条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

第2条による交野市税条例の一部を改正する条例の一部改正（平成31年条例第13号）

新	旧				
附 則	附 則				
(施行期日)	(施行期日)				
第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定並びに附則第9条の3、第11条及び第11条の2の改正規定は、 <u>令和元年6月1日</u> から施行する。	第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定並びに附則第9条の3、第11条及び第11条の2の改正規定は、 <u>平成31年6月1日</u> から施行する。				
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)				
第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の交野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の交野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、 <u>平成31年度</u> 以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。				
2 新条例第23条の2並びに附則第9条の3及び第11条の2の規定は、 <u>令和2年度</u> 以後の年度分の個人の市民税について適用し、 <u>令和元年度分</u> までの個人の市民税については、なお従前の例による。	2 新条例第23条の2並びに附則第9条の3及び第11条の2の規定は、 <u>平成32年度</u> 以後の年度分の個人の市民税について適用し、 <u>平成31年度分</u> までの個人の市民税については、なお従前の例による。				
3 新条例第23条の2第1項及び附則第11条の2の規定の適用については、 <u>令和2年度分</u> の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 新条例第23条の2第1項及び附則第11条の2の規定の適用については、 <u>平成32年度分</u> の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				
第23条の2 第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項 第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第23条の2 第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項 第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）

新			旧		
附則第11条 の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314 条の7第1項第1号に掲げる寄附金 (令和2年6月1日 前に支出した ものに限る。)	附則第11条 の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314 条の7第1項第1号に掲げる寄附金 (平成31年6月1日前に支出した ものに限る。)
	送付	送付又は交野市税条例等の一部を改 正する条例(平成30年条例第21 号)附則第2条第3項の規定により なお従前の例によることとされる同 条例第1条の規定による改正前の交 野市税条例附則第11条第3項の規 定による同条第1項に規定する申告 特例通知書の送付		送付	送付又は交野市税条例等の一部を改 正する条例(平成30年条例第21 号)附則第2条第3項の規定により なお従前の例によることとされる同 条例第1条の規定による改正前の交 野市税条例附則第11条第3項の規 定による同条第1項に規定する申告 特例通知書の送付
(固定資産税に関する経過措置)			(固定資産税に関する経過措置)		
第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度 以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。			第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。		
(軽自動車税に関する経過措置)			(軽自動車税に関する経過措置)		
第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分 の 軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。			第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の 軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。		
(都市計画税に関する経過措置)			(都市計画税に関する経過措置)		
第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関 する部分は、令和元年度 以後の年度分の都市計画税について適用			第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関 する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用		

新	旧
し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条による交野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（令和元年条例第17号）

新	旧
第2条 交野市税条例の一部を次のように改正する。	第2条 交野市税条例の一部を次のように改正する。 <u>第15条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u>
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) (略) (3) 削除	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) (略) (3) <u>第2条中交野市税条例第15条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u>
(4) 第2条 _____ 及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)	(4) 第2条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)
第2条 (略)	第2条 (略)
第3条 削除	第3条 <u>附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の交野市税条例第15条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u>

附則第4条による改正交野市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）

新	旧
附 則	附 則
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)
第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第45条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。	第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第45条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第106条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第106条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 平成30年4月1日から <u>令和元年9月30日</u> まで 1000 本につき4,000円	(3) 平成30年4月1日から <u>平成31年9月30日</u> まで 1000 本につき4,000円
3～12 (略)	3～12 (略)
13 <u>令和元年10月1日</u> 前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したもの	13 <u>平成31年10月1日</u> 前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したもの

新		旧	
<p>とみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1000本につき1,262円とする。</p>		<p>とみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1000本につき1,262円とする。</p>	
14 (略)		14 (略)	
第5項	前項	第13項	
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日	平成28年5月2日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日	平成32年3月31日
略		略	

附則第5条による改正交野市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1条（前号に掲げる部分、附則第9条の2の2第1項の改正規定を除く。）及び第2条の規定並びに附則第2条及び第3条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（附則第3条において「<u>元年新条例</u>」という。）第22条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1条（前号に掲げる部分、附則第9条の2の2第1項の改正規定を除く。）及び第2条の規定並びに附則第2条及び第3条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（附則第3条において「<u>31年新条例</u>」という。）第22条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>

新	旧
2 <u>元年新条例</u> の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、 <u>令和2年度</u> 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 <u>令和元年度分</u> までの軽自動車税については、なお従前の例による。	2 <u>31年新条例</u> の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、 <u>平成32年度</u> 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、 <u>平成31年度分</u> までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条による改正交野市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第16号）

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附則第5条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附則第5条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p>

附則第7条による改正交野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第21号）

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中交野市税条例第105条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中交野市税条例第14条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中交野市税条例第15条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の交野市税条例の規定中</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中交野市税条例第105条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中交野市税条例第14条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中交野市税条例第15条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の交野市税条例の規定中</p>

新	旧
<p>個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の交野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第92条の6第1項の申告書、第109条第1項」とあるのは、「第109条第1項」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場</p>	<p>個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の交野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第92条の6第1項の申告書、第109条第1項」とあるのは、「第109条第1項」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場</p>

新	旧
<p>合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の交野市税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>5 <u>2年新条例</u>第110条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り</p>	<p>合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の交野市税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>5 <u>32年新条例</u>第110条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り</p>

新	旧
<p>渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>第11条 <u>令和3年10月1日</u> 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たば</p>	<p>第11条 <u>平成33年10月1日</u> 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たば</p>

新	旧
<p>こ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の交野市税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>こ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の交野市税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
表 (略)	表 (略)
<p>5 <u>3年新条例</u>第110条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する</p>	<p>5 <u>3年新条例</u>第110条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する</p>

新	旧
<p>申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>